

系統信用事業に認められた「ぎょさい」の担保能力

～着々とすすむ信用事業との連携～

金融監督庁が昨年5月に公表した「金融検査マニュアル」で資産の自己査定基準上の取扱いとして「優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実と認められる保険・共済付債権」を分類対象外債権にできることとされました。これを受け全漁連が本年3月31日付で「分類対象外貸出金とできる漁業共済の範囲について」、漁業信用基金中央会から6月1日付で「漁業共済の活用について」、農林中央金庫から8月18日付で「漁業共済の活用について」の文書が出され、「ぎょさい」の担保能力が公式に認められることとなりました。

系統信用事業は、担保の少ない中小漁業者を貸出し先にしており、融資・保証の際に担保充足率が低くなりがちなことから、これを解消するため「ぎょさい」の活用について、検討が着々とすすめられています。

このような背景から漁連は全国運動の推進母体である『パワーアップぎょさい21』促進協議会を開き、下半期の運動取り組みとして、信用事業との連携強化を中心に、効果的な推進方策の確立等について重点的に論議を行いました。

促進協議会では、信用事業との結び付きを積極的にはかかっていくことは加入推進上重要であるとの認識に立ち、今後は全漁連・漁業信用基金中央会・農林中金との協議をすすめ、相互の役職員研修会等の機会をとらえて「ぎょさい」の重要な役割を説明すると同時に、ぎょさいサイドとしても信用事業についての説明を受ける機会を作るなど、更なる連携の強化を図っていくこととしています。